

## 教職員等からの通報の処理に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、教育庁及び教育機関の教職員等からの通報の処理に関し必要な事項を定めるとともに、通報者の保護を図ることを目的とする。

### 第2 通報を行うことができる場合

通報は、通報者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなくして、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合に行うことができるものとする。

### 第3 通報者の範囲

通報者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 教育庁及び教育機関に所属する教職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。）
- (2) 請負その他の契約により教育庁又は教育機関が所管する事業を行う事業者を使用される者

### 第4 通報

#### 1 公益通報担当者の配置

- (1) 通報の受け付け、調査等を行うため、教育庁総務課に公益通報担当者（以下「通報担当」という。）を置く。
- (2) 通報担当者は、通報に関連する相談にも応じるものとする。

#### 2 公益通報外部窓口の設置

- (1) 内部通報に係る事務処理の適正を確保するため、通報担当のほか、内部通報外部窓口（以下「外部窓口」という。）を置く。
- (2) 外部窓口は、内部通報について公平で中立な立場で適切に職務を遂行することができる県組織外の第三者に委嘱する。

#### 3 通報先

通報者は、次に掲げるいずれかのものを通して教育長に対して通報するものとする。

- (1) 通報担当
- (2) 外部窓口

#### 4 通報の受付

- (1) 通報者は、電話、書面（ファックス、電子メールを含む。）又は封書により、通報を行うものとする。
- (2) 通報は、次の事項を明らかにして行うものとする。
  - ①氏名及び所属
  - ②連絡方法

- ③連絡先
- ④通報内容を知った年月日
- ⑤通報者と被通報者との関係
- ⑥法令違反行為の内容
- ⑦内容を知った経緯
- ⑧内容を裏付ける資料の有無
- ⑨通報の理由
- ⑩他に内容を知っている人の有無
- ⑪上司等との話し合いの有無
- ⑫他の行政機関等への通報又は通報予定の有無

## 5 通報の受理

- (1) 外部窓口は、受け付けた通報について、氏名等当該通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して、通報担当に報告するものとする。ただし、通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときはこの限りでない。
- (2) 教育長は、通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を通報者に対し遅滞なく通知する。ただし、当該通報が外部窓口が受け付けたものであるときは、当該外部窓口を介して通知するものとする。この場合において、当該通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

## 6 調査の実施

- (1) 教育長は、通報を受理したときは、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し遅滞なく通知する。ただし、当該通報が外部窓口が受け付けたものであるときは、当該外部窓口を介して通知するものとする。この場合において、当該通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。
- (2) 調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- (3) 調査は、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行う。
- (4) 通報者は、当該通報に関して行われる調査に対して、協力しなければならない。
- (5) 教育長は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査結果を遅滞なく通報者に通知する。ただし、当該通報が外部窓口が受け付けたものであるときは、当該外部窓口を介して通知するものとする。この場合において、当該通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

## 7 調査結果に基づく措置の実施等

教育長は、調査の結果、教育庁又は教育機関の職員について通報対象事実があると認めるときは、速やかに通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置等（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

## 8 通報者への是正措置等の通知

教育長は、是正措置等をとったときは、その内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し遅滞なく通知する。ただし、当該通報が外部窓口が受け付けたものであるときは、当該外部窓口を介して通知するものとする。

この場合において、当該通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

#### 第5 通報者の保護

通報者は、この要綱に定める通報をしたことによって不利益な取扱いを受けない。

#### 第6 関係事項の公表

教育長は、通報対象事実及び是正措置の内容等のうち必要と認める事項を適宜公表する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。